

# 養子縁組支援の推進に関する一考察

丸山 あけみ

## 要旨

2016（平成28）年12月16日、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が公布された<sup>①)</sup>。この法律により、これまで申請のみで養子縁組のあっせん業を行うことができ、法的な縛りがほとんどなく、放置状態となっていた民間あっせん機関に法的根拠を示すことになった。養子縁組という子どもの養育と福祉にかかわる重要な活動を適正に履行する土壤を作ることによって、養子縁組への関心と理解を深め、養子縁組の裾野を広げることになる。そのことが結果的には、養子縁組を必要とする子どもの保護、福祉の増進につながることになる。養子縁組の周知啓発とともに養子縁組支援推進の必要性を改めて確認した。

キーワード：特別養子縁組あっせん法、民間あっせん機関、里親、特別養子縁組

## はじめに

2016（平成28）年12月16日、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」（以下「特別養子縁組あっせん法」という。）が公布された。2018（平成30）年4月1日に一部附則を除き施行される予定である。この法律の目的は、第一条で示されているように、「養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組あっせん事業が果たす役割の重要性に鑑み、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あっせん機関による養子縁組のあっせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資すること」<sup>②)</sup>である。

つまり、養子縁組あっせん業務の適正な運営を確保するための規制であり、これによって、養子縁組のあっせんにかかわる児童の保護と民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を行うことを規定するものである。許可制度を導入する等によって、養子縁組あっせん事業を円滑かつ適正に行うことを推進することは、養子縁組制度そのものを後押しすることであり、最終的には児童の福祉の増進に貢献することになると示されているのである。

養子縁組あっせん事業は、これまで申請のみで事業を行うことができ、法的拘束力は無きに等しかった<sup>3)</sup>。そこに法的根拠を示すことは、新たな方向性を示すものであり、その仕組みが進化するための第一歩である。この法律の施行は、養子縁組だけではなく社会的養護においてもそのあり方を広く社会に示す転換期となると捉えるべきであろう。

### 「特別養子縁組あっせん法」制定の背景

特別養子縁組あっせん法の制定の背景には、いくつかの要因があげられる。第一に挙げられるのは、2018（平成28）年6月に改正された児童福祉法である。この法律により、全ての児童は、適切な養育を受け、心身の健やかな成長及び発達、自立等が保障される権利を有する旨が規定された。また、国及び地方公共団体の責務として、家庭における養育が困難な児童に対する家庭と同様の養育環境における養育の推進等が明記されたことである。児童を養子とする養子縁組に関する相談支援が都道府県の業務として位置付けられ、附則第二条第一項において、「政府は、この法律の施行後速やかに、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と明記された。これにより、これまで社会的養護の中で養子縁組がほとんど活用されていないという現状を改めるため、国は速やかに特別養子縁組制度の利用促進のあり方について検討し、必要な措置を講ずることになったのである。さらに、新設された第三条二項では、次のように明記された。

#### 第一節 国及び地方公共団体の責務

第三条の二 「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者的心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。」<sup>4)</sup>

虐待を受けるなどして実親と暮らせない子ども（要保護児童）が、家庭と同じような環境（里親家庭等）で養育されるように国や自治体が対応することが示されている。「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育される」とは、養子縁組、里親を含む「家庭」を指しており、すべての子どもを養子縁組、里親を含む「家

庭」で育てるという新しい「家庭養護の原則」について示している。

さらに重要な要因としてあげられることは、国連・子どもの権利委員会の日本政府への勧告である。子どもの権利条約 20 条第 3 項においても、家庭で育つ権利を定めている。子どもの代替的養護は養子縁組や里親家庭などで行うこととし、施設は「必要な場合」に限るとしている。20 条を通して、子どもの「監護のための適当な施設」への利用は最終手段であり、代替家族への委託がまず優先されることが、言外の意味として含まれているのである。

国連・子どもの権利委員会は「子どもの施設入所は最終手段」とし、日本政府に対して懸念を表明していた。その内容は、「国際連合児童の権利委員会、第 54 回会期 2010 年 5 月 25 日-6 月 11 日条約第 44 条に基づき締約国から提出された報告の審査最終見解」によると次の通りである。

親の養護のない児童「52. 委員会は、親の養護のない児童を対象とする家族基盤型の代替的児童養護についての政策の不足、家族による養護から引き離された児童数の増加、小規模で家族型の養護を提供する取組にかかわらず多くの施設の不十分な基準、代替児童養護施設において広く虐待が行われているとの報告に懸念を有する。この点に関し、委員会は、残念ながら広く実施されていない通報制度の確立に留意する。委員会は、里親が義務的研修を受けていることや引き上げられた里親手当を受けていることを歓迎するが、一部の里親が財政的に支援されていないことに懸念を有する。」<sup>5)</sup>

### 家族基盤型の代替的児童養護

親の病気、経済的な理由、虐待などによって、親が育てることができない子ども、実親と一緒に暮らせない子どもの数は、2017（平成 29）年の厚生労働省の報告<sup>6)</sup>によると約 45,000 人である。2016（平成 28）年の里親及びファミリーホームへの委託児童数は、約 6,500 人で、全体の約 14% である。この数値からみると約 86% の児童が児童養護施設や乳児院等の入所施設で暮らしていることになる。国は、国連・子どもの権利委員会勧告を受け、2011（平成 23）年 7 月に「児童養護施設等の社会的養護の課題等に関する検討委員会」による意見を取りまとめ、将来的には、本体施設（グループホームを除く施設）、グループホーム、家庭養護<sup>7)</sup>のそれぞれをおおむね 3 分の 1 ずつにしていくことを公表した。

ここでいう家庭養護とは、国連・子どもの権利委員会が示す家族基盤型の代替的児童養護を指すものである。家族基盤型の代替的児童養護とは、里親制度や養子縁組制度のことである。保護を必要としている子どもに家庭での養育を提供するための制度

という点では、里親と養子縁組は同様であるが、里親イコール養子縁組ではない。次節では里親制度と養子縁組制度、それぞれの制度について概要を述べる。

## 里親制度の概要

里親制度は、さまざまな事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもたちを、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育する制度のことである。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図ることを目的としている養護の形態である。その推進を図るために、2002（平成14）年に「里親の認定等に関する省令」（以下、里親認定省令という。）及び「里親が行う養育に関する最低基準」を制定し、従来の里親に加えて「親族里親」「専門里親」を新たに創設した。2010（平成20）年の児童福祉法の改正時には「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分した。さらに、「里親支援事業」として、里親養育相談事業や養育里親と専門里親について里親研修を充実する里親研修事業を2011（平成21）年度から実施した。

現在「里親制度」には、「養育里親」「専門里親」「養子縁組里親」「親族里親」の4種類があり、里親認定省令に代わり児童福祉法・施行令・施行規則に規定されている。4種類の里親の概要は表1の通りである<sup>8)</sup>。

里親制度は、育てられない親の代わりに一時的に家庭内で子どもを預かって養育する制度であるため、里親と子どもに法的な親子関係はなく、実親が親権を持っている。子どもの年齢は原則18歳までであり、途中で実親の元へ戻るか18歳で自立することになる。里親には、里親手当や養育費が自治体から支給されるが、「養子縁組里親」「親族里親」の場合は、支給されていない。このことについては、「全ての里親に財政的支援がされるよう確保すること」として、前述の国際連合児童の権利委員会の勧告の一つとして挙げられている。「養子縁組里親」「親族里親」となる場合、現状では里親手当が支給されていないため、里親の善意と経済的支援にゆだねる部分が少なくなっている。厚生労働省が示す、里親委託ガイドラインには、「温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。」<sup>9)</sup>こうたわれているように、里親となる場合にまず重要なことは、子どもに対して温かい愛情を持ち、子どものありのままを正しく理解し受け入れられることである。ただ、「子どもの最善の利益」を考えたとき、また、家庭の経済的困窮によって要保護児童となった子どもにとっては、やはりある程度経済的に恵まれている里親が求められるのではないだろうか。経済的な側面によって里親を希望できないということがないように、その裾野を広げるためには里親手当の選別は「子どもの最善の利益」に叶っていないと言っても過言ではない。このような状況が、制度活用の敷居を高くする一因となっているのではないだろうか。

表1 里親制度の概要

種類	養育里親		養子縁組を希望する里親	親族里親
		専門里親		
概要	家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭に迎え入れて養育する里親のことである。	養育里親のうち、虐待や非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親のことである。	養子縁組によって、子どもたちの養親になることを希望する里親のことである。	実親が死亡、行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親のことである。
対象児童	要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させると不適切であると認められる児童）	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと
里親手当等	里親手当 72,000円／月額 (2人目以降 36,000円加算)	里親手当 123,000円／月額 (2人目以降 87,000円加算)	里親手当支給なし	里親手当支給なし ※扶養義務のない3親等内の親族は養育里親として支給される  里子の一般生活費、その他医療費、教育費等は支給される

厚生労働省「第9回児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」2016（平成28）年12月26日参考資料2「里親及び特別養子縁組の現状について」等資料参照

### 養子縁組の概要

養子縁組は民法に基づいて法的な親子関係を成立させる制度であり、戸籍の変更を伴うものである。養子縁組には「普通養子縁組」と「特別養子縁組」の2種類があり、「普通養子縁組」は跡取りや相続などに関連して成人にも広く使われてきた制度である。「特別養子縁組」は特に保護を必要としている子どもが、実子に近い安定した家庭

を得るための制度である。法的安定性を得ることにより、子どもの健全な育成を図る仕組みである。子どもの福祉を積極的に確保する観点から、戸籍の記載が実親子とほぼ同様の縁組形式をとるものとし、1987（昭和 62）年に成立し、翌 1988（昭和 63）年 1 月 1 から施行された縁組形式である。「普通養子縁組」と「特別養子縁組」の概要については、表 2 の通りである。

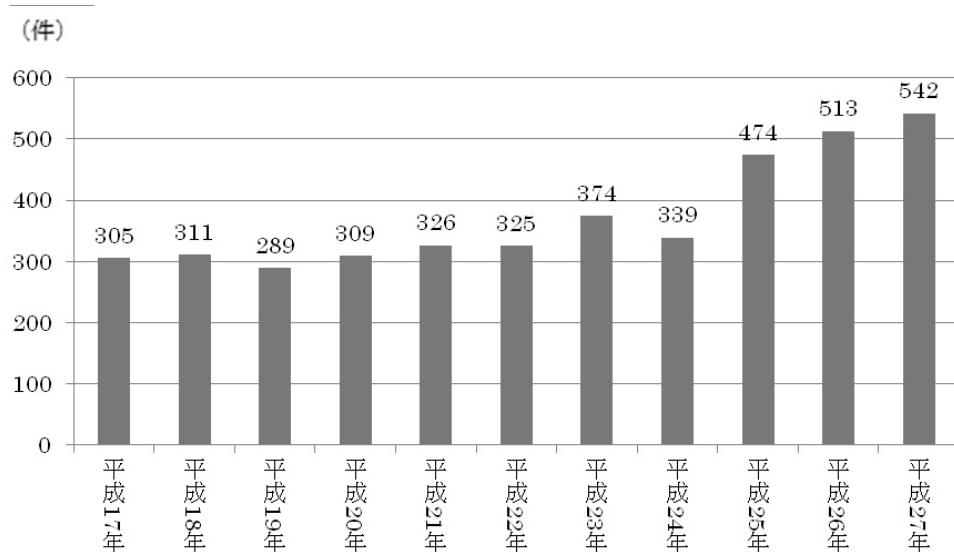
表 2 「普通養子縁組」と「特別養子縁組」の概要

		普通養子縁組	特別養子縁組
縁組の成立		養親と養子（養子が 15 歳未満の場合は法定代理人）の同意により成立  (養子が未成年の場合は家庭裁判所の許可が必要)	養親の請求に対し家庭裁判所の決定により成立  実父母の同意が必要（ただし、実父母が意思を表示できない場合や実意父母による虐待など養子となる者の利益を著しく害する理由がある場合は、この限りではない）
要件	養親	成年に達した者	原則 25 歳以上（夫婦の一方が 25 歳以上であれば、一方は 20 歳以上で可）  配偶者がある者（夫婦双方とも養親）
	養子	尊属又は養親より年長でない者	原則、6 歳に達していない者  子の利益のために特に必要があるときに成立 ただし、子が 6 歳に達する前から養親となる者に監護されていた場合には、子が 8 歳に達する前までは、審判を請求することができる
実父母との親族関係		実父母との親族関係は終了しない  ※戸籍には養親とともに実親が併記される	実父母との親族関係が終了する
成立までの監護期間		特段の設定はない	6 か月以上の監護期間を考慮して縁組  監護：同居して養育すること
離縁		原則、養親及び養子の同意により離縁	養子の利益のため特に必要があるときに養子、実親、検察官の請求により離縁
戸籍の表記		実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子（養女）」と記載	実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男（長女）」等と記載

「第 9 回児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」  
2016（平成 28）年 12 月 26 日参考資料 2 より参照

普通養子縁組は、家父長制を基本とする家族制度を採用している時代からの制度でいわゆる「家を継がせる」ことを主な目的としていたため、前述の通り、その対象年齢は成人も含め幅広い。それに対して特別養子縁組は、戸籍上も実子扱いとなることを踏まえ、生後間もない乳児がその対象となることが多い。特に望まぬ妊娠や予期せぬ妊娠等により実母が、出産をためらったり、育てることが難しいといったケースへの妊娠期からのかかわりにより、特別養子縁組につなげられる場合が少なくない。実母の妊娠期から相談等でかかわることで、支援者が実母と養親希望者とのマッチングを行い、出産後に養親に子どもを託すのである。このことについては、まず子どもが実母と引き離されないように、出産後の母子の生活を支援していくことが先決ではないかという考え方もある。しかし、現在、わが国では2週間に1人、乳児が遺棄等で虐待死しているのである。その原因の多くは望まぬ妊娠、予期せぬ妊娠である。周りに相談することができず、悩み迷っている間に、お腹の中の子どもは成長し、出産の時期を迎えてしまう。そうした孤独感の中で悲しくつらい出来事が引き起こされてしまう。社会的孤立や貧困、実親の疾患が重なることが要因となる場合もある。こうした乳児の命を救う一つの手がかりが特別養子縁組制度である。特別養子縁組の成立件数は、2015（平成27）年度には、542件と過去最高の数を示している（図1参照）。

図1 特別養子縁組の成立件数



「第9回児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」  
2016（平成28）年12月26日参考資料2より参照

## 特別養子縁組あっせん法

特別養子縁組は、前述の通り、実子と同じ扱いにできるため、子どもにとっても養親にとっても形成された家庭環境の中で安定した養育がしやすいとされている。そのため、家族基盤型の代替的児童養護を担う仕組みとして期待されるものである。しかし、わが国において、虐待等で乳児院、児童養護施設などの施設に入る子どもは、毎年約3,000人である。そして、乳幼児の命を守る一翼を担っている特別養子縁組を推進するための、国による施策はほとんど取られていない状態であった。このような特別養子縁組の状況を補ってきたのが、NPOなどの民間の特別養子縁組あっせん団体や個人である。わが国では、特別養子縁組のあっせんは児童相談所によるものと、NPOなどの民間の特別養子縁組あっせん団体や個人によるものがありその数は、2016（平成28）年12月9日の時点で、児童相談所は209か所、民間のあっせん団体は18団体である<sup>9)</sup>。

表3 特別養子縁組の成立件数

	平成26年度	平成27年度	合計
児童相談所	304件	306件	610件
民間あっせん団体	154件	156件	310件
計	458件	462件	920件

平成28年12月26日「第9回児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」資料3特別養子縁組に関する調査結果についてより抜粋

民間の特別養子縁組あっせん団体等は、特別養子縁組あっせん法が施行される以前は、第二種社会福祉事業として届け出を行うことにより事業を行っていた。特別養子縁組あっせん法では、許可制度を設け、都道府県から許可を受けなければ業を営めないとして、無許可で事業を行った者等について罰則を規定した。許可基準は、営利目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないことが示されている。営利を目的として養子縁組のあっせんをする行為は、児童福祉法（第34条）においても禁止されている。特別養子縁組あっせん法 第二章 民間あっせん機関の許可等の条文は次の通りである。

### 第二章 民間あっせん機関の許可等（第六条から第二十二条）

都道府県は業務停止命令を行うことができ、許可なしに特別養子縁組あっせんを行った場合においては、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金が課せられる。

同法では、民間あっせん機関に対する支援として、国から補助金が出されること、

研修等の支援が行われることが示されている。その条文は次の通りである。

#### (民間あっせん機関に対する支援)

第二十二条 国又は地方公共団体は、民間あっせん機関を支援するために必要な財政上の措置、養子縁組のあっせんに係る業務に従事する者に対する研修その他の措置を講ずることができる。

### まとめと今後の課題

現在、乳幼児の「虐待死」の件数では、0歳0ヶ月0日の生まれた直後に命を奪われるケースが最も多い。社会的養護は、家庭内の虐待や親の養育困難や病気などの理由で実親と暮らせない子どもたちを、実親に代わって社会が養育・保護する仕組みである。現在、社会的養護下にある約47,000人の子どもたちの大半が、児童養護施設や乳児院などの施設で生活している。こうした現状から、今後10数年かけて、施設養護（グループホームを除く）・家庭的養護（グループホーム等）・家庭養護（里親・ファミリーホーム）が、それぞれ概ね三分の一ずつとなることを目標として掲げ、その対策を進めている。その対策の一翼を担う制度として注目を集めているのが、特別養子縁組制度、特に「赤ちゃん縁組」と呼ばれる制度である。出産前から実母を支援し、出産後、実母の同意を得て対象児を養親に託すのである。

この法律成立によって、これまで整備されていなかった特別養子縁組あっせん機関とその業務が注目されることで、特別養子縁組に新たな道が開けることが示され、これまでの「申請制」から「認可制」へと変わることになり、いわゆる悪徳業者に対する抑止力となることが考えられる。民間事業者の中には、人身売買とも受け取られそうな営利目的の養子縁組あっせんが疑われるケースもある。2016（平成28）年9月には、特別養子縁組で養親を希望する夫婦に「100万円を払えば優先的にあっせんする」などと述べ立てて、不正に現金を受け取った疑いがあるとして千葉県の業者が児童福祉法違反容疑で強制捜査を受けている<sup>10)</sup>。養親にとってもセンシティブな側面を持つ特別養子縁組の性質上このように表に出るケースはまれであることが考えられる。それゆえに、法的規制だけではなく、制度そのものの周知啓発が重要である。その手がかりの一つとして、特別養子縁組あっせん法の施行が「子どもの最善の利益」に沿った適正な養子縁組の促進につながることを期待してやまない。ただ、同法によると経過措置として民間あっせん機関は、当分の間、一定の手数料の徴収が可能である。法が実際に施行されても、これまで指摘された問題が直ちに解消されると云えない課題が残る点を指摘したい。制度は、出来てそれで終わりではなく、時代の要望に即して見直し、検討し進化させていかなければならない。本稿では触れていないが、「子どもの出自を知る権利」について等、まだまだ課題は山積み

である。

特別養子縁組あっせん法の施行がきっかけとなり、特別養子縁組さらには社会的養護全体に関心を寄せることが、社会的養護の周知啓発、推進へつながるものと考える。

#### 注・引用

- 1) 厚生労働省、特別養子縁組制度について、4. 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の施行について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000169158.html>

平成 28 年 12 月 16 日（金）官報 PDF

<http://www.kantei.go.jp/jp/kanpo/2016/dec.3/h281216/gifs/g112160030.pdf#search>

- 2) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000190286.pdf>

- 3) 特別養子縁組あっせん法公布以前は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条第 1 項第 8 号において、営利を目的として児童の養育をあっせんする行為の禁止について規定されており、また、養子縁組あっせんを業として行う際には、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 2 号において、「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」に該当し、第 2 種社会福祉事業としての規制に服するところとされていた。

- 4) 電子政府の総合窓口 e-Gov[イーガブ] 児童福祉法

[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=322AC0000000164](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=322AC0000000164)

- 5) 国際連合児童の権利委員会、第 54 回会期 2010 年 5 月 25 日・6 月 11 日

条約第 44 条に基づき締約国から提出された報告の審査最終見解

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/1006\\_kj03\\_kenkai.pdf#search](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/1006_kj03_kenkai.pdf#search)

- 6) 「児童養護施設入所児童等調査の結果(平成 25 年 2 月 1 日現在)」この調査は、児童福祉法に基づいて、里親等に委託されている児童、児童養護施設等に措置されている児童等の実態を明らかにして、要保護児童の福祉増進のための基礎資料を得ることを目的として、おおむね 5 年ごとに実施している。前回調査は平成 20 年 2 月 1 日に実施されている。

- 7) 下記①の 2011 年の資料によると「家庭的養護」と記載されているが、下記②の専門委員会の資料を参照し、「家庭養護」と記載する。

①社会的養護の課題と将来像（概要）児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討

委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ概要 2011（平成 23）年 7 月

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki\\_yougo/dl/09.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/09.pdf)

②2012（平成 24）年 1 月 16 日 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課第 13 回社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会資料 3-1「家庭的養護」と「家庭養護」の用語の整理について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000202we-att/2r985200000202zj.pdf>

8) 厚生労働省、里親委託ガイドライン

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000018h6g-att/2r98520000018hlp.pdf#search=%27http%3A%2F%2Fwww.mhlw.go.jp%2Fstf%2Fshingi%2F2r98520000018h6gatt%2F2r98520000018hlp.pdfsearch%27>

9) 平成 28 年 12 月 26 日「第 9 回児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」資料 3 特別養子縁組に関する調査結果について<平成 28 年 12 月 9 日現在>

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000147425.pdf>

10) 千葉日報オンライン TOP > 県内ニュース > 社会 2016 年 9 月 28 日

全国初 養子縁組「100 万円で優先」四街道の事業者 千葉県が業務停止命令

<https://www.chibanippo.co.jp/news/national/353686>

## 参考文献

[1]木村容子、(2012)「里親制度の啓発と普及についての一考察」『Human Welfare』第 4 卷第 1 号

[2]松本なるみ、(2006)「社会的養護における子どもの最善の利益とは—子どもの養育に必要な要因の検討を手がかりに—」鳴門教育大学研究紀要第 21 卷

[3]社会的養護の課題と将来像の実現に向けて

児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ（平成 23 年 7 月）の概要とその取組の状況

[http://www.hoyokyo.or.jp/nursing\\_hyk/reference/27-3s2-2.pdf#search](http://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/27-3s2-2.pdf#search)

[4]雇児発 0501 第 3 号平成 26 年 5 月 1 日都道府県知事

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 養子縁組あっせん事業の指導について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-26.pdf#search>